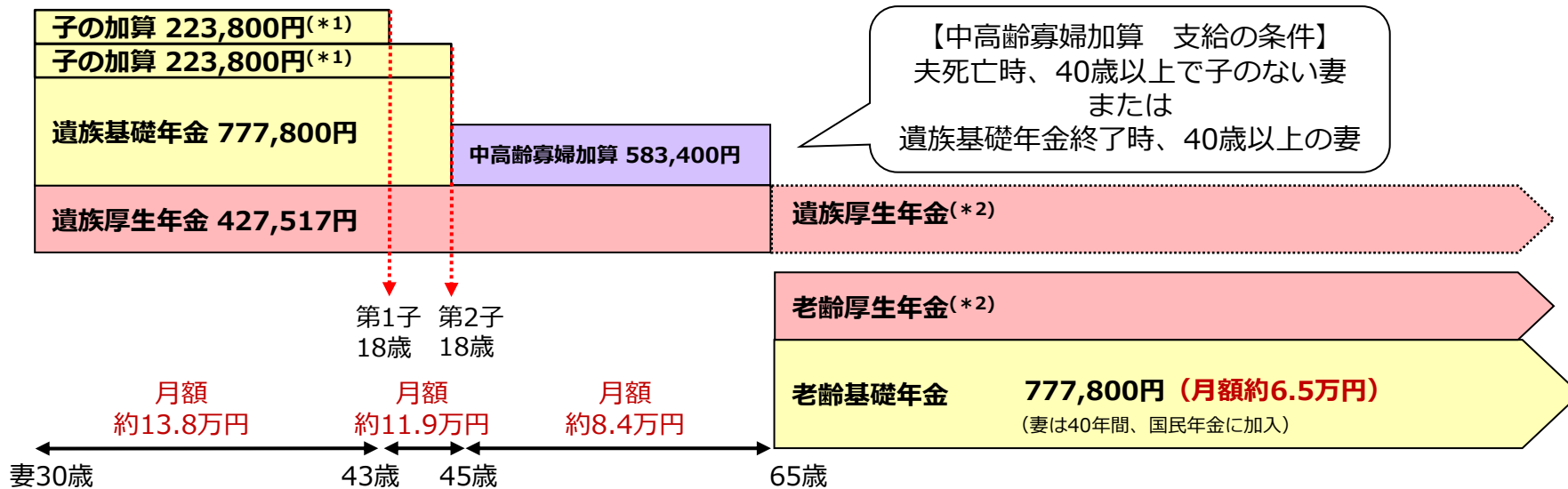


遺族年金の具体例

◆ 本ページでは、「1年あたりの年金額」と「ご家族構成による年金額の推移」を図解しています！

- 会社員の場合 夫（30歳）が死亡したときの遺族給付（妻 30歳・第1子 5歳・第2子 3歳）
22歳で厚生年金加入、平均標準報酬額 346,666円



(*1)子の加算は、18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の障がい者に限ります。
(*2)妻の老齢厚生年金が優先され、遺族厚生年金の額に満たない場合はその差額が遺族厚生年金として支給されます。

ポイント



1. 遺族基礎年金は子のない妻には支給されません。
2. 30歳未満の子のない妻の遺族厚生年金は夫死亡時から5年間のみ受給できます。
3. 65歳以上で老齢厚生年金と遺族厚生年金を受ける権利がある方は、ご自身の老齢厚生年金が支給されることになり、遺族厚生年金は老齢厚生年金より年金額が高い場合に、その差額を受け取ることができます。
4. 中高齢寡婦加算の支給年齢は40歳から65歳になるまでの間加算されます。（遺族基礎年金受給中は支給されません）。

● 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
● 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります（2022年度価格）。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
● 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。